

## 第 2 2 期 第 2 2 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年5月22日（月）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	山 本 幸 宏
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	東 信 行
	〃	竹ヶ原 公
事 務 局	欠席委員	佐々木 信 昭
	〃	堀 内 精 二
	事務局長	長 根 幸 人
県 側	主 幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美 奈 子
	水産振興課	副 参 事
		三 橋 潤 一 郎
		清 藤 真 樹
	技 師	澤 田 篤
	所 長	蝦 名 浩
	所 長	竹 谷 裕 平
	下北地方水産事務所水産普及課長	

#### 4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）

議案第3号：西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について

#### 5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

第3号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

## 6 議事の経過

### 会 長

それでは、ただ今から、第22期第22回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催の御案内を申し上げたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席いただきまして、感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

### 委 員

(「異議なし」の声あり。)

### 会 長

ありがとうございます。

それでは、今回の議事録署名人として、柴田委員と山本委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速、議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

### 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

続きまして、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、補足説明させていただきます。

資料1を1枚おめくりください。2ページ目から御説明いたします。

いつものように、漁業種類、それから漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について御説明させていただきます。

まず、2ページ目、くるまえび固定式刺し網漁業でございます。

3段に分かれておりまして、上段はつがる市に住所を有する者ということで、車力漁協の組合員で5隻。それから中段が鯺ヶ沢町に住所を有する者ということで、鯺ヶ沢町漁協の組合員7隻。下段が新深浦町漁協の組合員13隻となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

あまだい片側留刺し網漁業でございます。

新深浦町漁協で7隻となっております。それから、3ページの下、8隻、これも同じく新深浦町漁協でございます。

続いて、5ページ目です。

えびかご漁業でございます。

小泊漁協で1隻ということになっております。

これが続きまして、ちょっと飛びますが、8ページになります。

うに・ほや・さざえ潜水器漁業でございます。

西共第25号ということで、竜飛今別漁協の竜飛支所で1人ということになっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、県からの説明がありましたけれども、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりと決定したいと思っております。

ども、御異議ございませんか。

## 委員

(「異議なし」の声あり。)

## 会長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

続きまして、議案第2号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」を議題に付します。

事務局から、説明をお願いいたします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号の資料1を御覧ください。県からの諮問文です。

主要部分のみ読み上げます。

諮問書、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和5年4月26日付け5水管第325号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯につきましては、この諮問文にあるとおりで、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

## 会長

続きまして、県から補足説明がありましたらお願いいたします。

## 水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

## 会長

はい、どうぞ。

## 水産振興課 清藤総括主幹

それでは、補足説明させていただきます。

議案2号資料1の3ページ目を御覧ください。

令和5年4月26日付けで農林水産大臣から、本県に該当するものとして、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理漁獲可能量については、漁業法の規定により、県資源管理方針に則して定めることとなっており、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

今般、本県の知事管理漁獲可能量を設定するのは、本県に数量配分のある、まさば、ごまさば太平洋系群となります。

また、まさば及びごまさば太平洋系群についての数量配分は、現行水準となっております。これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで、県資源管理方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものになります。

3ページ目にある国からの通知では、目安数量も示されております。この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではございませんが、県から助言・指導を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

以上が補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

## 会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

## 委 員

(「ありません」の声あり。)

## 会 長

それでは、特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることといたしたいと思っておりますけれども、御異議、ございませんか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

それでは、議案第2号は、諮問どおりと決定して、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

次に議案第3号「西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業については、各種漁業間の漁場の競合や漁具被害が発生するなど、操業上のトラブルが発生した経緯があり、平成18年からは、届出制による操業制限の指示を。平成21年からは、承認制による操業制限の指示を一年ごとに発動しているものです。

議案第3号資料1を御覧ください。

青森県農林水産部長から西部海区漁業調整委員会会長あての委員会指示の発動依頼文です。昨年と同じ内容により、発動を求めているものです。

2ページ目以降は、委員会指示案、まぐろはえなわ漁業承認事務取扱い要領案となっております。

資料1の一番後ろになりますが、西北水産振興会から知事あての発動依頼が添付されております。

次に資料2を御覧ください。

西北水産振興会から西部海区漁業調整委員会会長あての依頼文です。

これも、同様の内容となっており、令和5年度漁期においても、関係漁業者間の協定が締結されたことを踏まえているものとなっております。

なお、秋田県の区域外水揚げについても、これまで同様の配慮を踏まえた要請となっております。

3ページ目以降の協定書は、昨年と同じ内容となっており、9ページの図面、これに記載された操業海域、操業期間も昨年と同じとなっております。

10ページから11ページ目に本年5月11日付けで、本協定が締結されたことを示す協定当事者が表わされております。

以上を踏まえまして、議案第3号資料3に委員会指示案を示しておりますので、読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第7号（案）。

青森県西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年5月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

以下の制限期間、承認期間、対象者の実績、指示の有効期限、これを年数1年更新した以外は、昨年と同じ内容となっております。

次に資料4を御覧ください。

令和5年度の当該漁業に係る事務取扱要領案となりますが、これについても、県からの依頼内容のとおり、委員会指示の有効期間の年数を1年更新した以外は、昨年と同じ内容となっております。

最後に参考資料を御覧ください。

令和4年度の漁獲の実績です。

表1は4年度の実績となっておりますが、図1は漁協別の漁獲量、図2は月別の漁獲量をグラフに示したものです。

県内船につきましては、前年と同じ6漁協の所属船70隻に承認し、このうち、漁獲実績があったものが66隻で、その水揚げは約103トンの実績でした。

県外船は、秋田県漁協の所属船17隻に承認し、うち16隻が操業、その水揚げは約3トンとなっております。

表2は、平成28年からの実績を示したものとなっております、図3は、それをグラフに表したものです。それぞれの項目とも期間を通じて、ほぼ横ばいとなっております。

事務局からは、以上です。

会 長

次に、県から説明をお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

議案第3号につきましては、県からの補足説明はございません。

御審議の方、よろしくをお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から、何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。



委員

(「なし」の声あり。)

会長

それでは、特に御質問、御意見等もないようですから、原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思いますけども、御異議、ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会長

ありがとうございます。

それでは、議案第3号「西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することと決定いたします。

なお、指示にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

それでは、本日の議題を全て終了いたしましたので、これをもちまして第22期第22回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時44分